

9 理事・監事に対する報酬等の支給の基準

2010（平成22）年4月1日施行

2013（平成25）年5月24日に一部改正

2014（平成26）年5月23日に一部改正

2020（令和2）年6月4日に一部改正

第1章 役員報酬

（目的）

第1条 この基準は、公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「本協会」という。）定款第29条の規定に基づき、本協会の理事及び監事の報酬等及び退職慰労金について定める。

（常勤役員）

第2条 常勤役員とは、役員のうち本協会に週3日以上勤務する者をいい、職務遂行の対価として報酬を支給する。ただし、常勤役員のうち、職員兼務役員にはその兼務の状況によって、役員報酬と職員給与に区分して支給する。

2 常勤役員の報酬額は、社員総会の決議により定める別表の額の範囲内として、理事については理事会の決議により定め、監事については監事同士の協議により定めるものとする。

3 常勤役員には賞与及び通勤手当並びに旅費を支給することができる。ただし、賞与の支給額は理事会の決議により定め、通勤手当については、職員の給与規程、旅費については旅費規程に準じる。

（非常勤役員）

第3条 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいい、役務の提供に対して、常勤役員の報酬額を勘案し、社員総会の決議により定める報酬（別表の額）を支給する。

2 非常勤役員には旅費を支給することができる。ただし、旅費については旅費規程に準じる。

3 費用弁償の額は、必要とした実費の範囲内で理事会が定める。

（支払方法等）

第4条 常勤役員の報酬等の支払方法等は、職員の給与規程を準用する。

第2章 役員退職慰労金

（退職慰労金の支給）

第5条 常勤役員には、退職慰労金を支給することができる。

（退職慰労金の算出）

第6条 常勤役員の退職慰労金は、次の計算式により支給する。なお、職員兼務役員の場合における報酬月額、役員報酬と職員給与の総額を「報酬月額」とする。

退職時の報酬月額×在任期間年数
(在任期間の端数の計算)

第7条 在任期間1年未満の端数は月数をもって計算し、1ヵ月未満の端数は1ヵ月として計算する。

(支給時期)

第8条 退職慰労金の支給時期は、退任時とする。

(本人死亡の場合)

第9条 本人死亡の場合の退職慰労金は、本人の遺族に支給する。

(改 廃)

第10条 この基準の改廃は、社員総会の議決によって行う。

付 則

1. 第6条の計算式は、令和2年6月4日の改正にかかわらず、令和2年5月までの在任期間分については従前の通りとする。

(別表)

役員		(単位：千円)	
役 位	常 勤	非常勤	
会 長	800以内 /月	480以内/月	
副 会 長	700以内 /月	420以内/月	
常務理事	600以内 /月 ※常勤の副会長が不在の場合は700以内	360以内/月	
理 事	550以内 /月	28以内/日	
職員兼務の場合	30～50 /月		
監 事	600以内 /月	30以内/日	

(注) 非常勤の会長及び業務執行理事の報酬月額については、役務量に応じて理事会の決議により定める。